

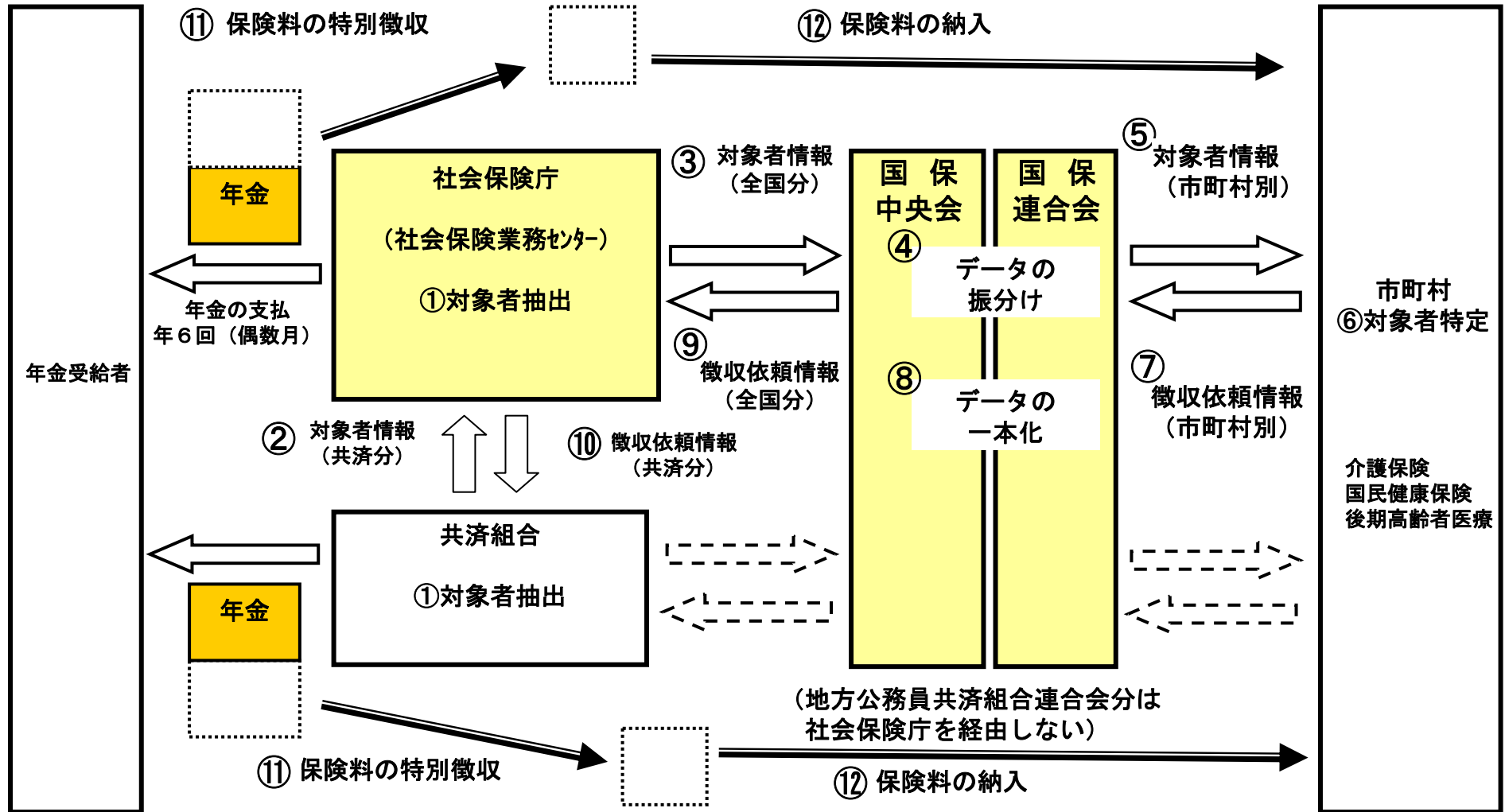
保険料(税)の特別徴収 ～図解資料～

目 次

1. 基本的な事務処理の流れ	2
2. 介護・後期高齢・国保における事務処理スケジュール	7
3. 後期高齢・国保における特別徴収導入に向けての準備スケジュール	19
4-1. 市町村内における事務処理の流れ	23
4-2. 介護広域連合と市町村の事務処理の流れ	31
5. 国保の特別徴収における留意事項	39
6. 参考資料	46

1. 基本的な事務処理の流れ

保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)



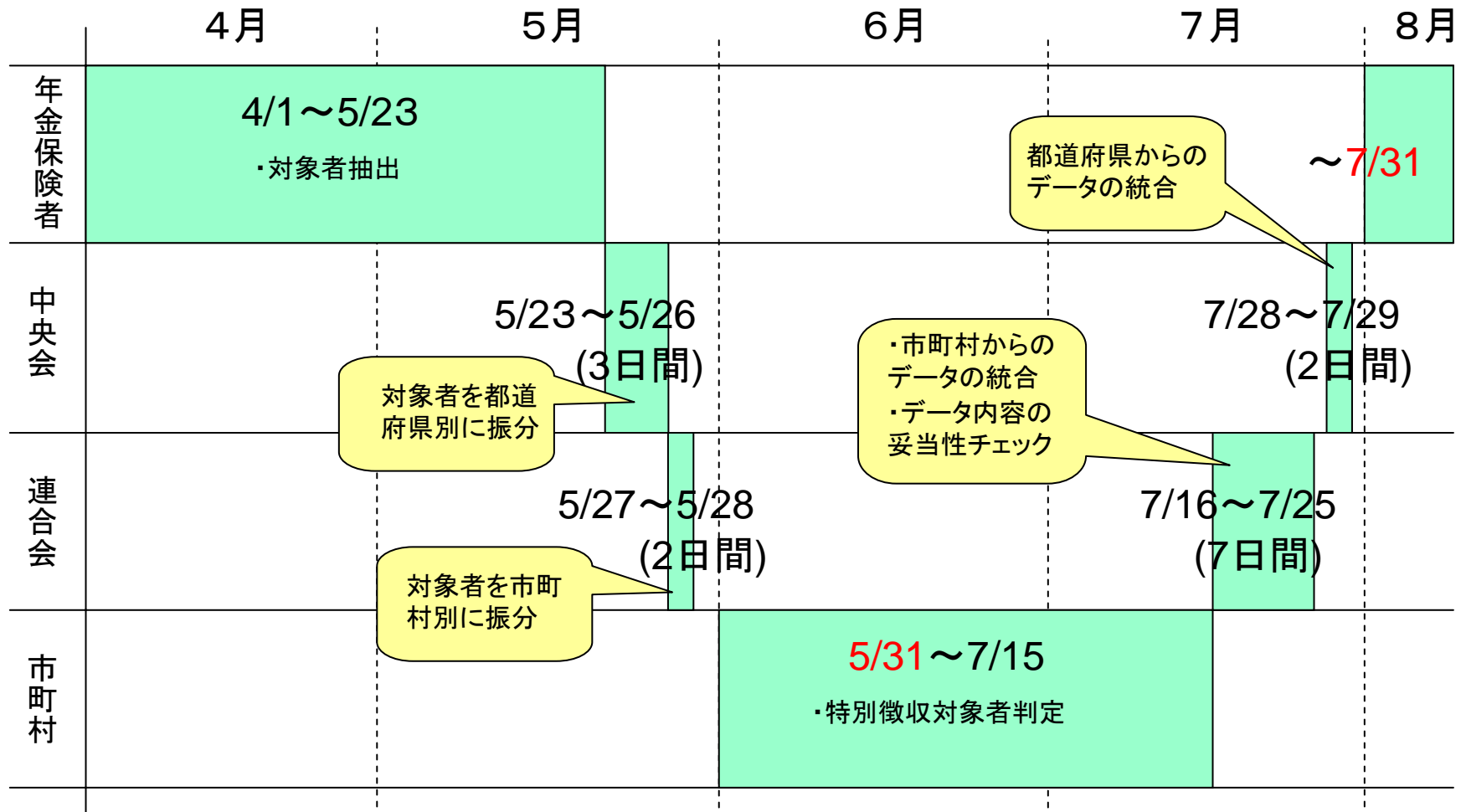
保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(解説)

- ①年金保険者において特別徴収の対象となる年金を受給している者を抽出
- ②共済組合(地共済は除く。以下同様)において抽出した対象者情報を社会保険庁へ送付
- ③社会保険庁から社会保険庁分と共済組合分の対象者情報(全国分)を国保中央会へ送付
- ④国保中央会から各都道府県の国保連合会へ対象者情報(都道府県別)を送付し、市町村別に振り分け
- ⑤国保連合会から対象者情報(市町村別)を市町村へ送付
- ⑥年金保険者から提供された情報に基づき、市町村において各保険制度の特別徴収の対象者を特定
- ⑦市町村から国保連合会へ徴収依頼情報(市町村別)を送付
- ⑧国保連合会から国保中央会へ徴収依頼情報(都道府県別)を送付し、集約(全国分を一本化)
- ⑨国保中央会から社会保険庁へ徴収依頼情報(全国分)を送付
- ⑩社会保険庁から共済組合へ共済組合分の徴収依頼情報を送付
- ⑪年金保険者において定期支払時に支払われる年金から各保険制度の保険料を徴収
- ⑫年金保険者において徴収した保険料を市町村へ納入

※ 地共済分は地方公務員共済組合連合会を窓口として、中央会・連合会を介し市町村とデータ授受を行う。

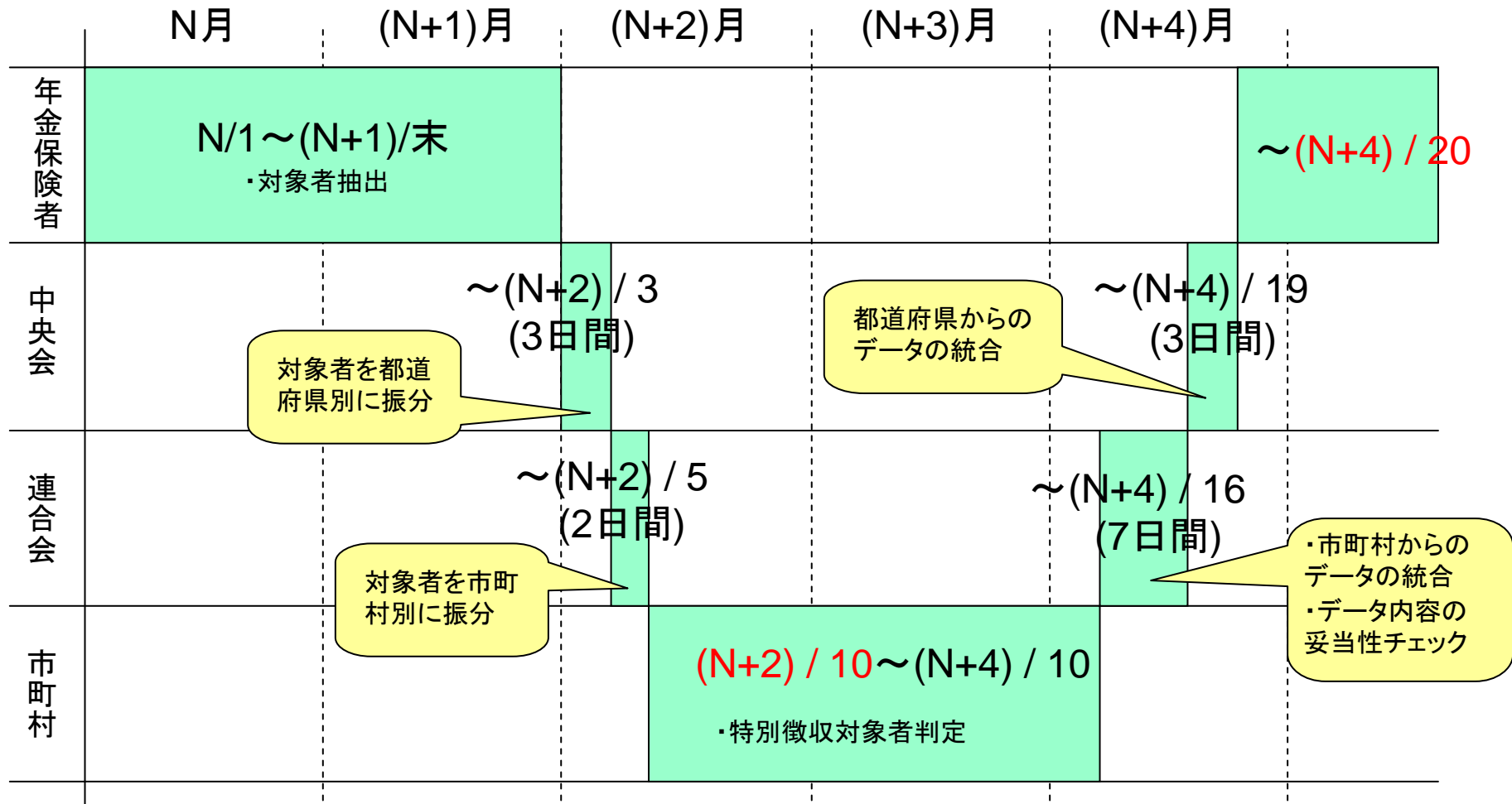
4月年次捕捉分の処理スケジュール

【例：平成20年におけるスケジュール案】



※ 通知期限に合わせたスケジュールを示したもの

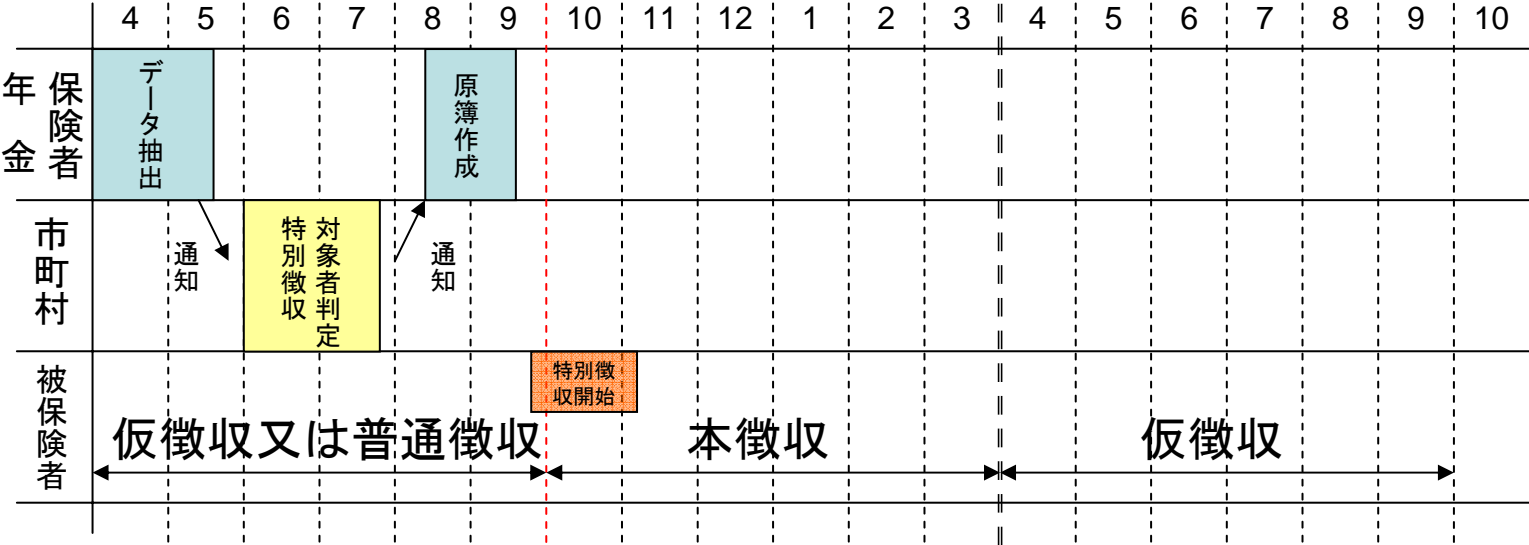
月次捕捉分の処理スケジュール〈N月1日基準日〉



※ 通知期限に合わせたスケジュールを示したものの

2. 介護・後期高齢・国保における 事務処理スケジュール

4月1日での介護・後期高齢・国保における 年次処理スケジュール



- * 年金保険者での介護・後期高齢・国保における抽出対象者は、4月1日時点において65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）であって、特別徴収の対象となる年金を受給している者（年額18万円以上）。
- * 市町村において、後期高齢の75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）を特別徴収対象者と判定する。なお、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金の1/2を超える場合は、後期高齢又は国保の特別徴収の対象とせず普通徴収とする。

仮徴収

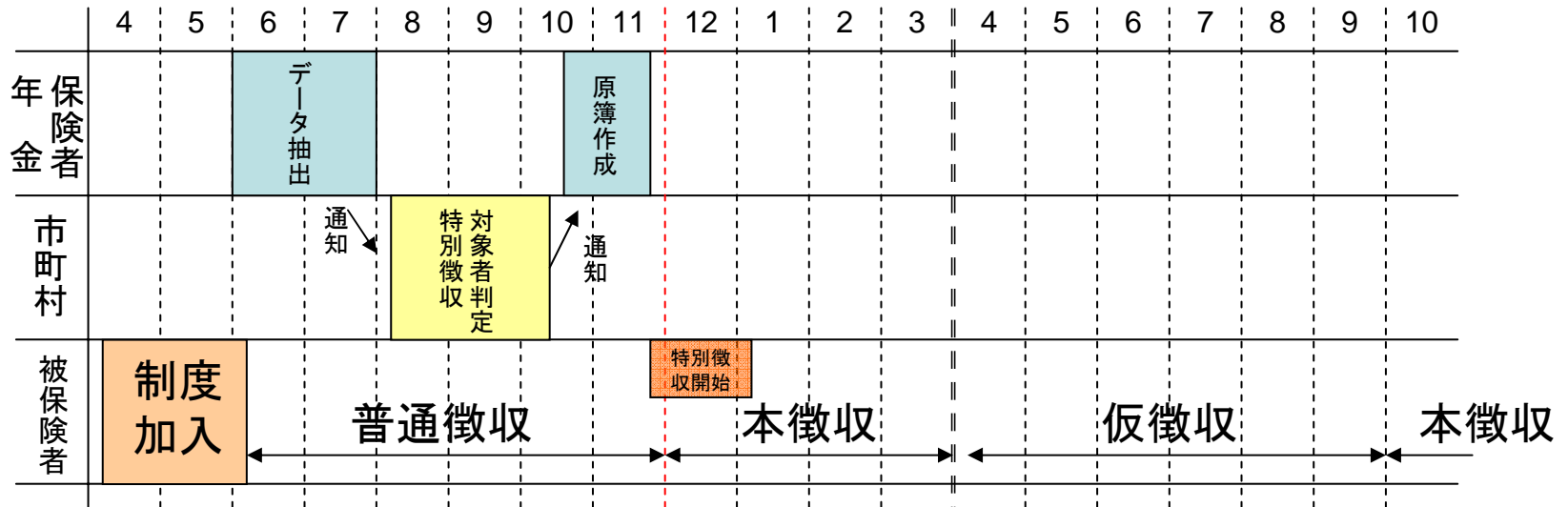
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額の仮徴収期間（当該年の4月から9月まで）における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間（当該年の10月から翌年3月まで）の間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

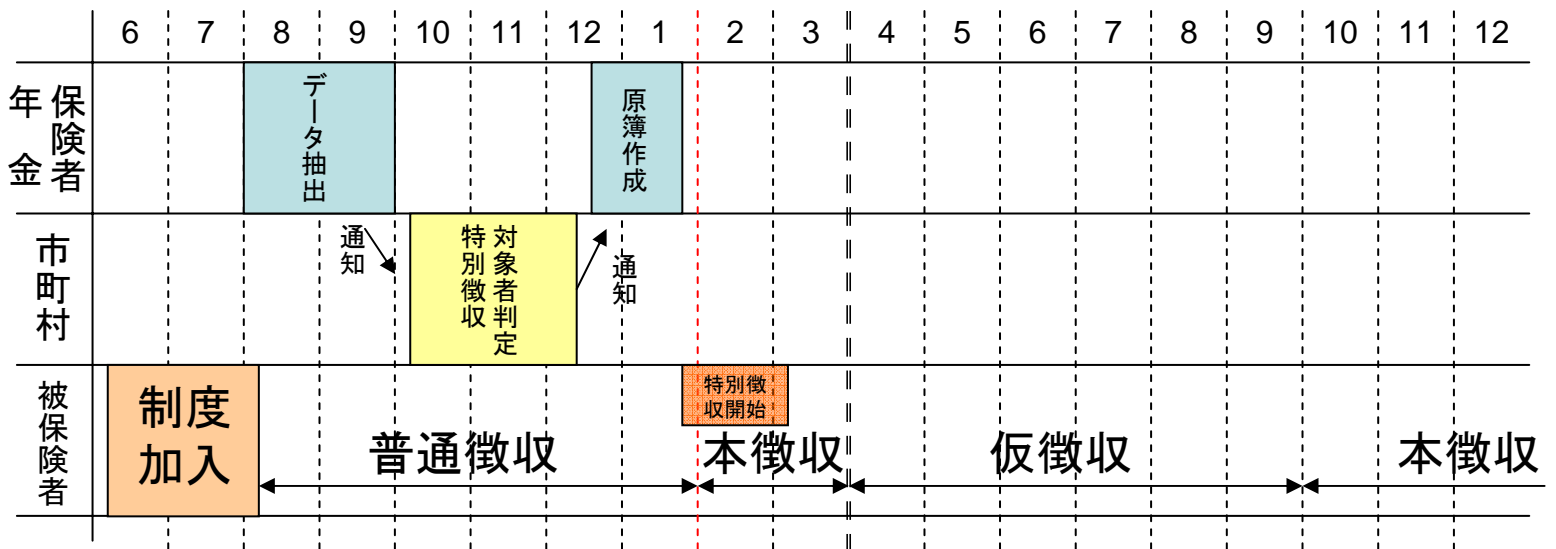
年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

4月2日以降6月1日加入者



注1) 1/2判定により後期高齢・国保が普通徴収となった場合は翌年度の年次捕捉にて再度判定
注2) 翌年度4月からの特別徴収とすることも可能

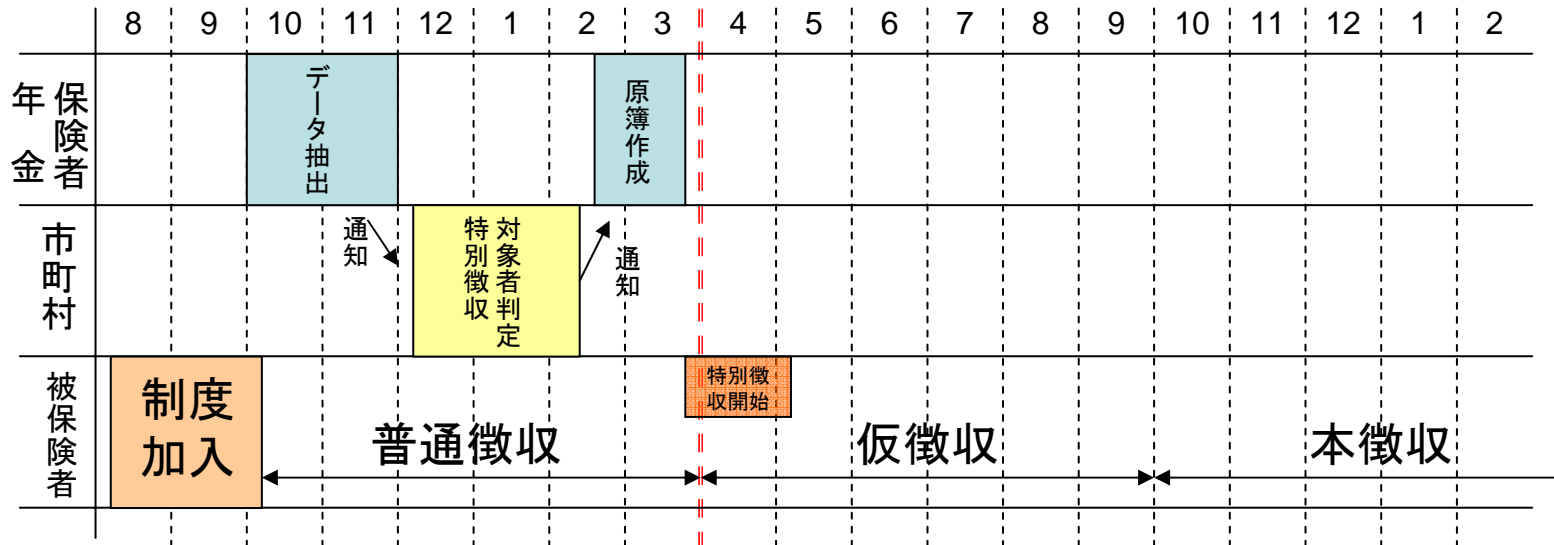
6月2日以降8月1日加入者



注1、注2参照

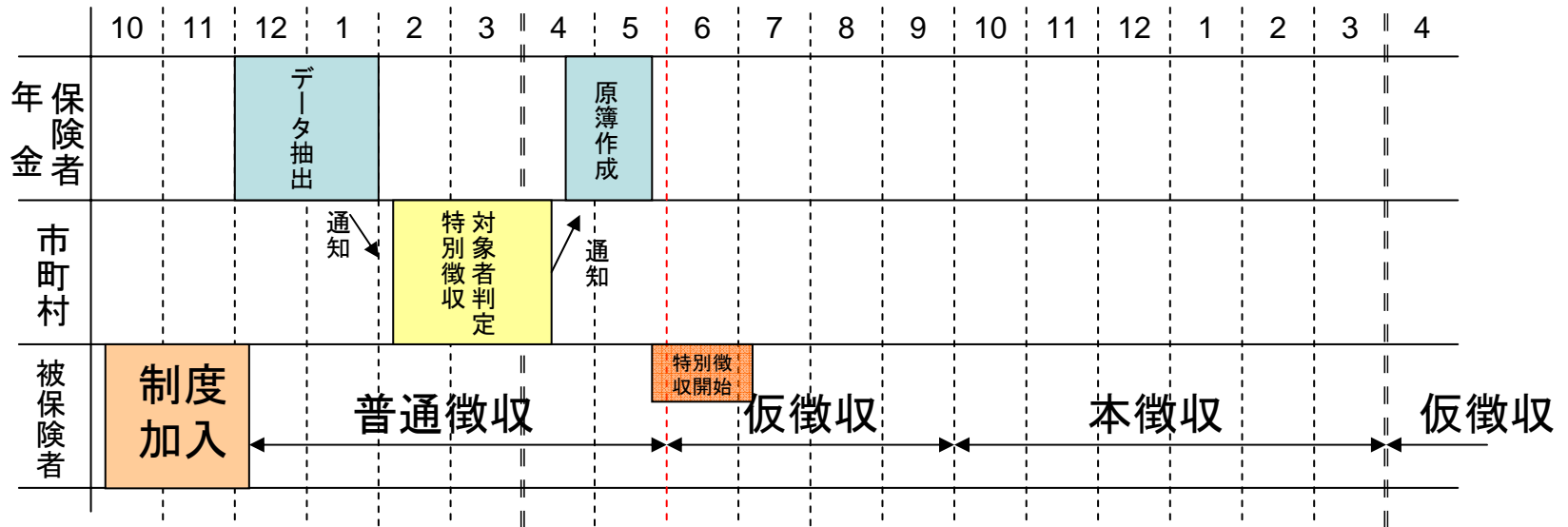
年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

8月2日以降
10月1日加入者



注1参照

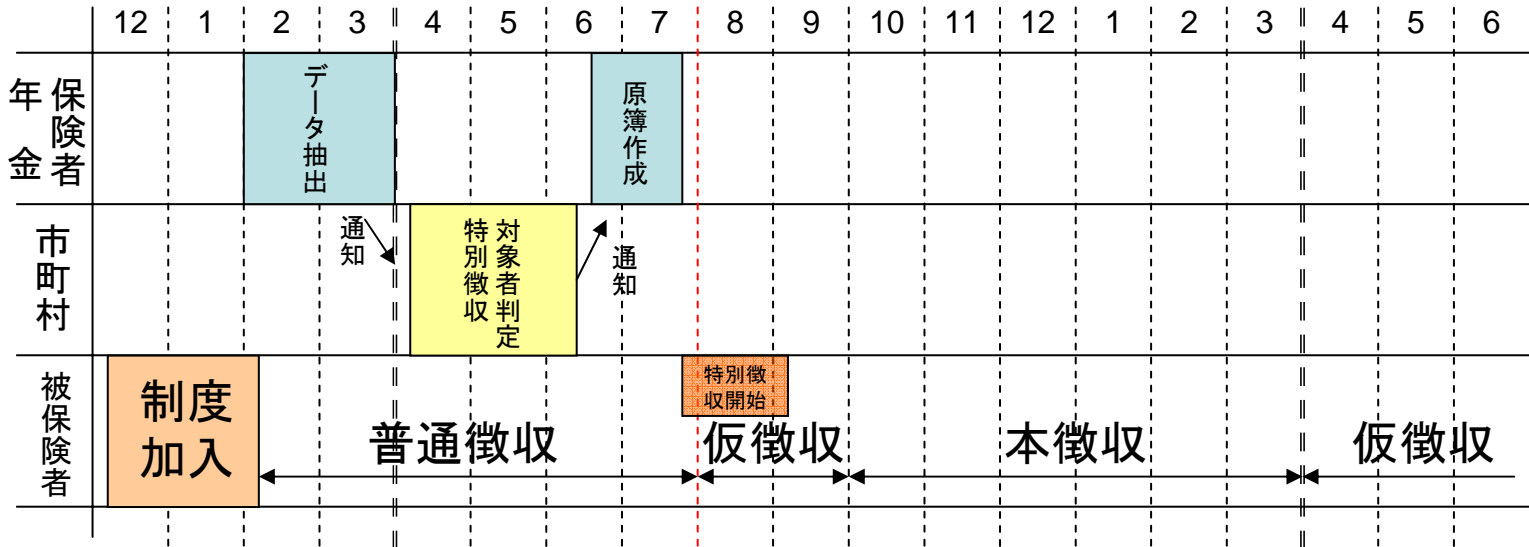
10月2日以降
12月1日加入者



注1参照

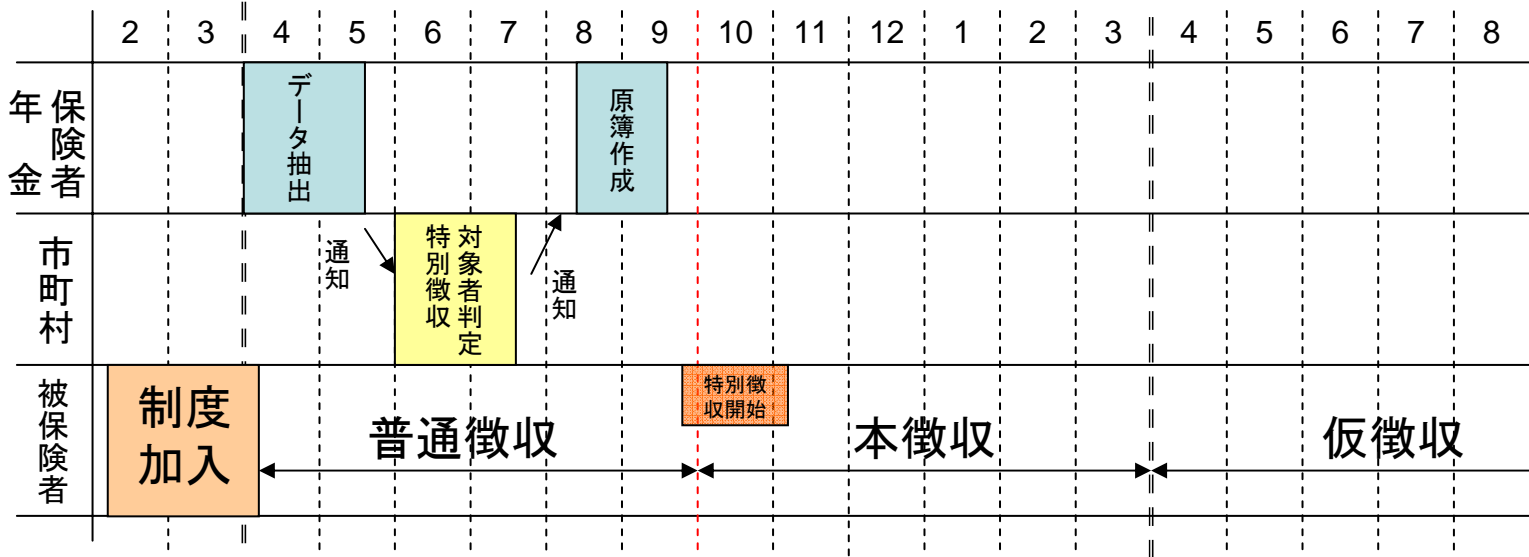
年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

12月2日以降2月1日加入者



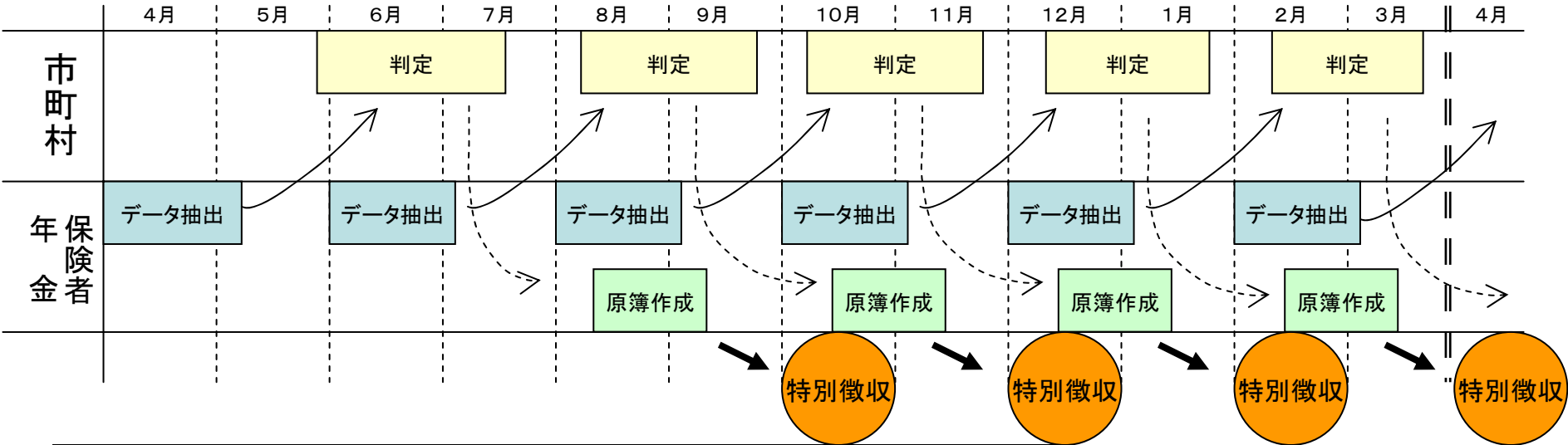
注1参照

2月2日以降4月1日加入者



注1参照

平成20年4月以降に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収までのスケジュール



対象者の抽出	市町村への通知	年金保険者への依頼	特別徴収の開始
4月	5月31日まで	7月31日まで	10月
6月	8月10日まで	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月	10月10日まで	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月	4月10日まで	6月20日まで	8月

* 4月抽出(年次処理)
4月1日時点において、65歳以上の
ものであって、年金額が18万円以
上であるものすべてを抽出する。

* 6月、8月、10月、12月、2月
抽出(月次処理)
前回抽出時点(2ヶ月前)から当月抽出
基準日までの間において、資格取得等、
年金の新規裁定があったものを抽出
する。

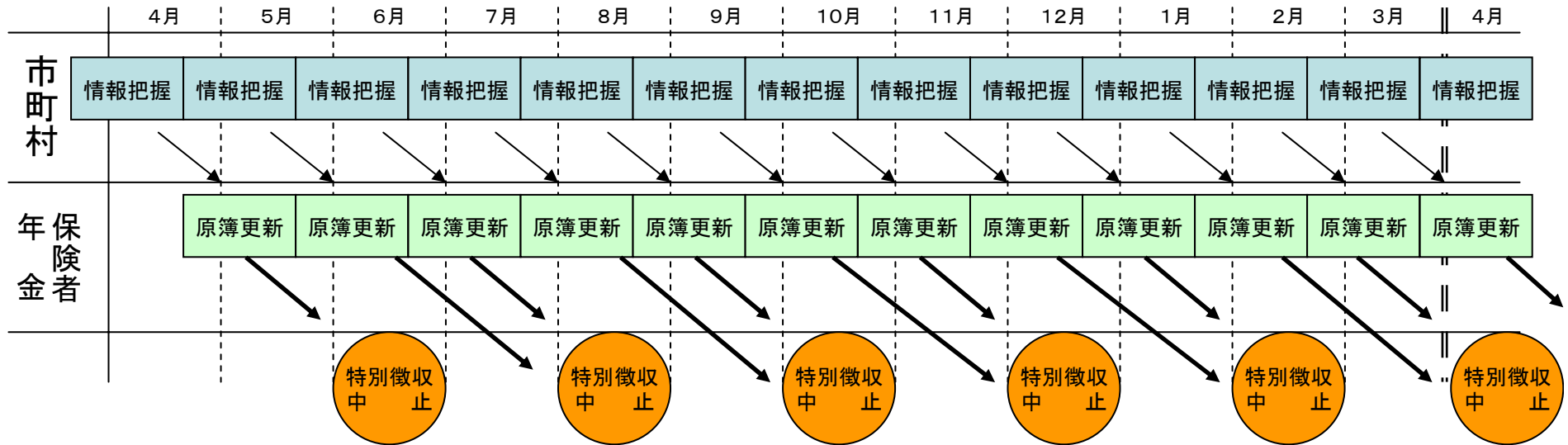
※次ページ参照

* 6月、8月抽出者は、市町村の判断で特別徴収開始時期を選択する。(市町村単位)

年次処理、月次処理における介護・後期高齢・国保の抽出対象者

	4月(年次)	6月(月次)	8月(月次)	10月(月次)	12月(月次)	2月(月次)
共通	——	4月2日以降6月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	6月2日以降8月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	8月2日以降10月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	10月2日以降12月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	12月2日以降翌年2月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、
介護	4月1日時点において65歳以上のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの
後期高齢	4月1日時点において65歳以上のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの
国保	4月1日時点において65歳以上75歳未満のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの

資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール



市町村が通知を行う事由(介護保険法138条)＜後期高齢、国保においても同様の規定を設ける＞
被保険者資格を喪失した場合その他厚生労働省令で定める場合

厚生労働省令で定める場合

- ア) 特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に減額されたとき
- イ) 特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認められたとき。
- ウ) 災害その他特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないときと市町村が認められたとき。

※エ) 特別徴収対象被保険者が市町村の区域を越える異動をしたとき。(後期高齢)

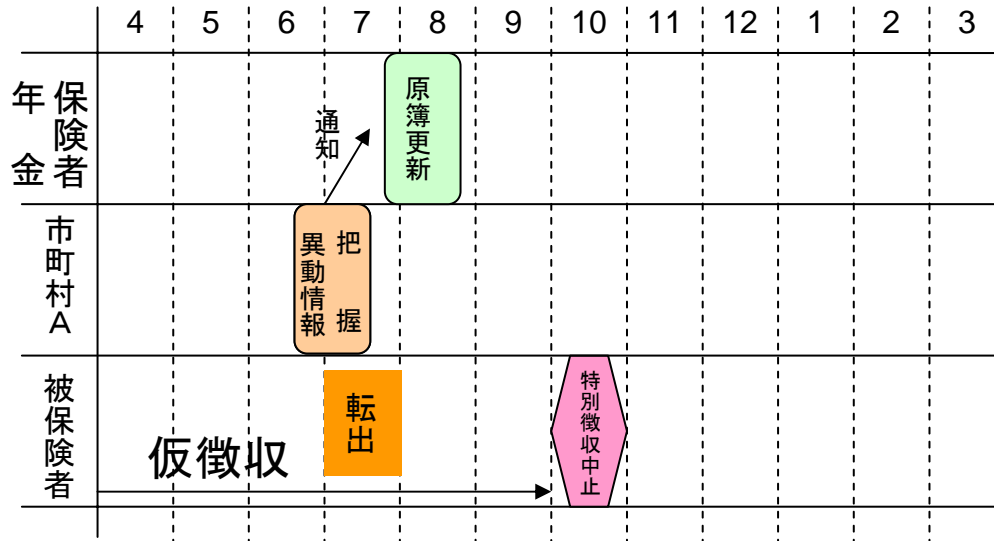
※オ) 後期高齢(国保)の住所地特例対象者となり、介護保険の住所地特例対象者とならないとき(後期高齢・国保)

* 上記事由に該当するものを、当月20日までに年金保険者へ通知する。なお、特別徴収の中止は、市町村より年金保険者に資格喪失等情報の通知が行われた翌々月以降最初の年金支払い日から適用となる。

資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール(例1)

A市

7月10日転出



A市

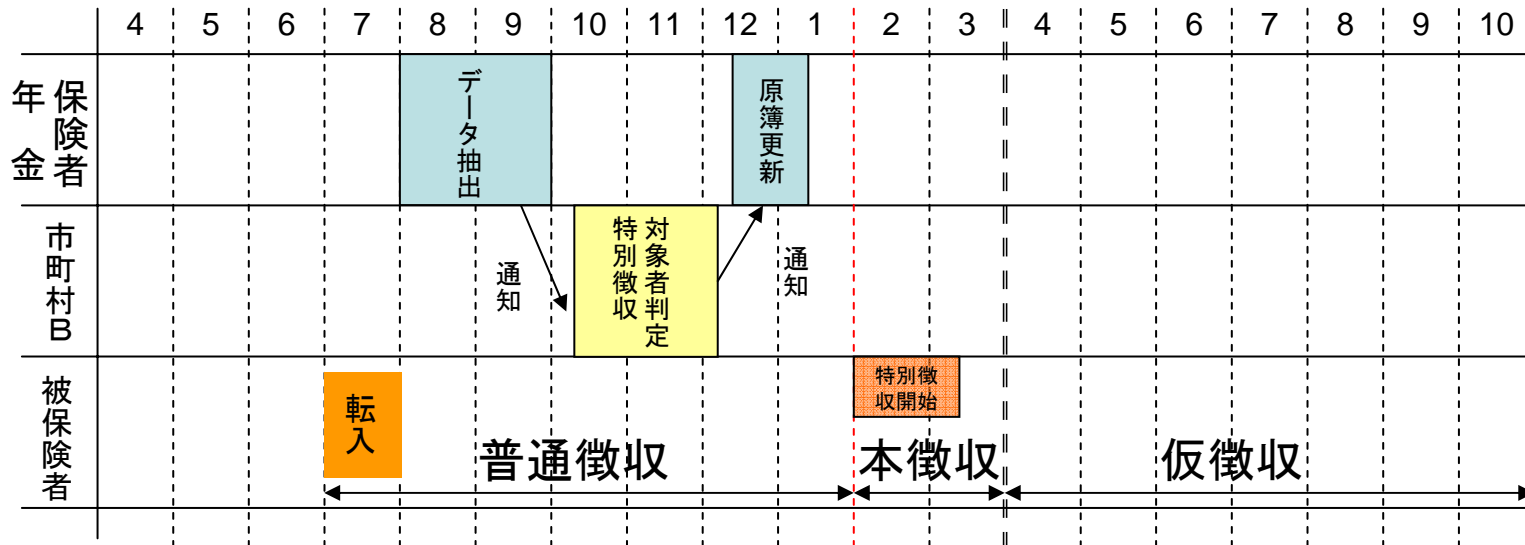
- ・徴収すべき保険料
6月までの月割り保険料
- ・特別徴収される保険料
8月特別徴収分(8月、9月分)まで
- ・還付すべき保険料
8月の特別徴収までに徴収した保険料総額
－6月までの月割り保険料総額

B市

- ・徴収すべき保険料
7月以降の月割り保険料
- ・特別徴収される保険料
2月以降の保険料

B市

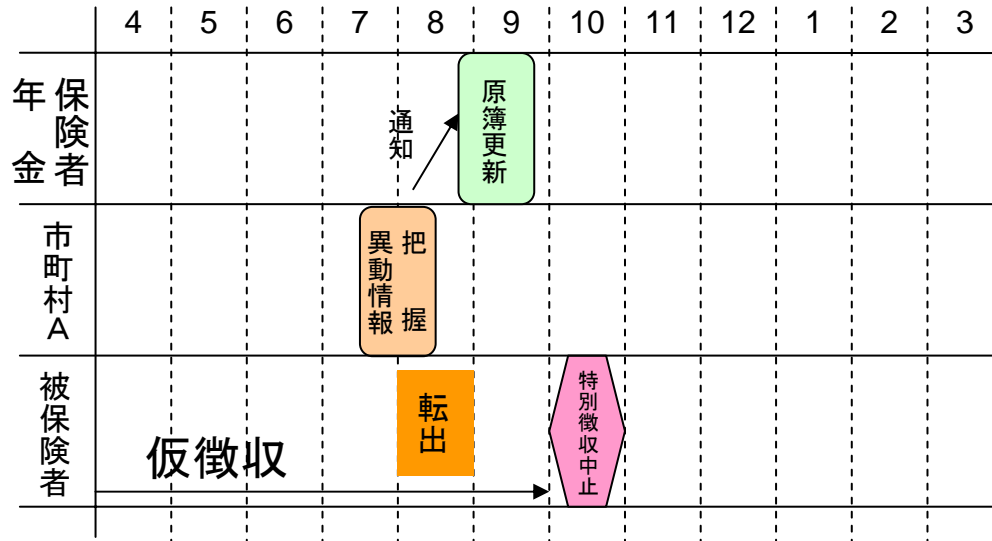
7月10日転入



資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール(例2)

A市

8月10日転出



A市

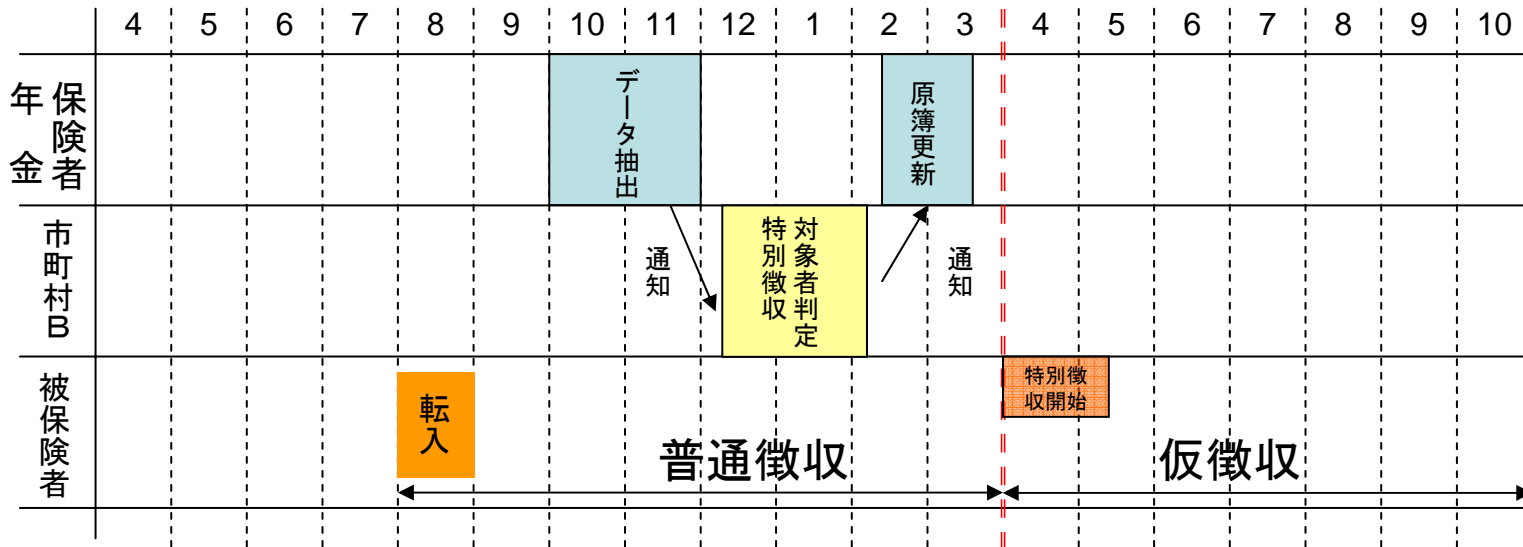
- ・徴収すべき保険料
7月までの月割り保険料
- ・特別徴収される保険料
8月特別徴収分(8月、9月分)まで
- ・還付すべき保険料
8月の特別徴収までに徴収した保険料総額
－7月までの月割り保険料総額

B市

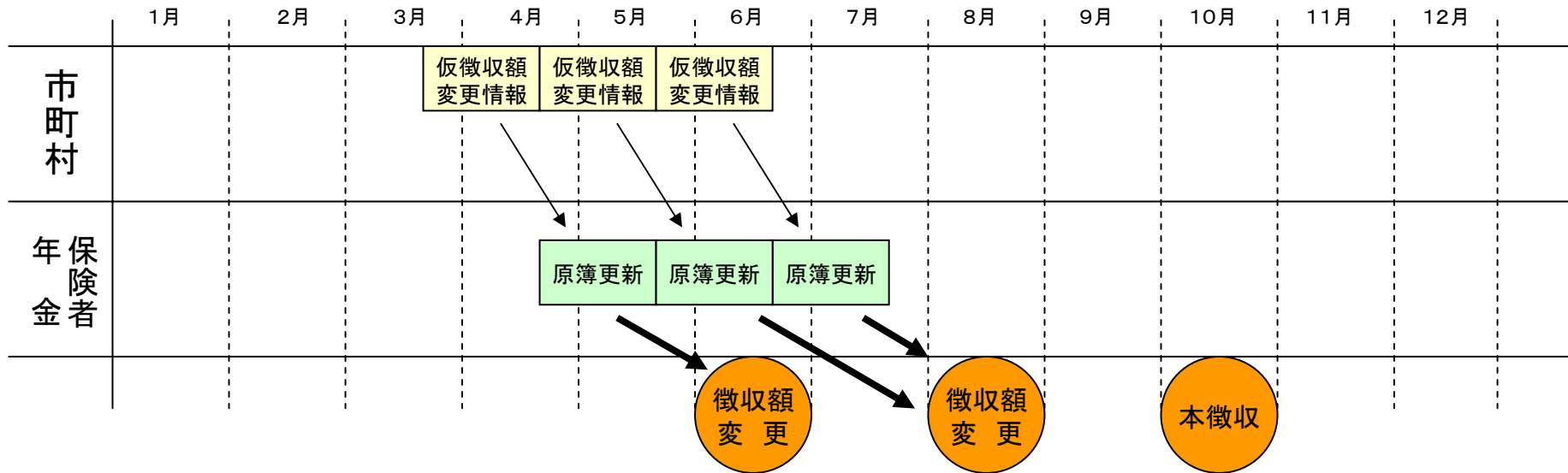
- ・徴収すべき保険料
8月以降の月割り保険料
- ・特別徴収される保険料
4月以降の保険料

B市

8月10日転入



仮徴収額変更に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール



仮徴収額変更情報の通知	仮徴収額変更
4月20日まで	6月、8月徴収分
5月20日まで	8月徴収分
6月20日まで	8月徴収分

仮徴収額の変更

当該年度の6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額が適当でないと市町村(後期高齢者医療広域連合)が認めた場合、6月、8月の仮徴収額を変更することができる。

なお、仮徴収額変更時の1/2判定は行わないものとする。

※ 4月20日までの通知では、6月、8月徴収額を同額で変更することとなる。

仮徴収

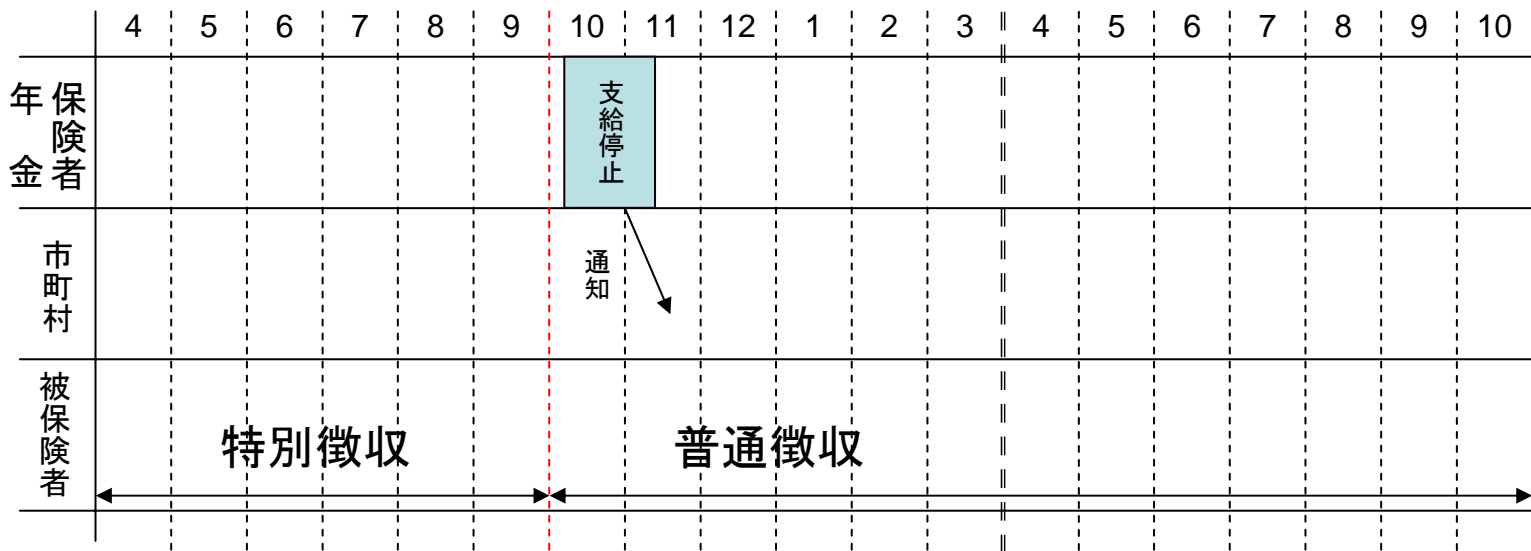
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額を仮徴収期間(当該年の4月から9月まで)における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間(当該年の10月から翌年3月まで)の間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

年金の支給停止等により支払回数割保険料額未満となった場合の 介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール

例) 10月支払分より支給停止となったとき



年金保険者側で特別徴収を中止する場合（法第137条第5項 則第151条）＜後期高齢・国保も同様＞

- ・年金担保貸付の返済が開始されて、年金支払いがなくなった場合
- ・年金の定期支払額が、支払調整（併給調整による支給停止）、支給停止・差止（現況届の未提出等）等により、支払回数割保険料額未満となった場合

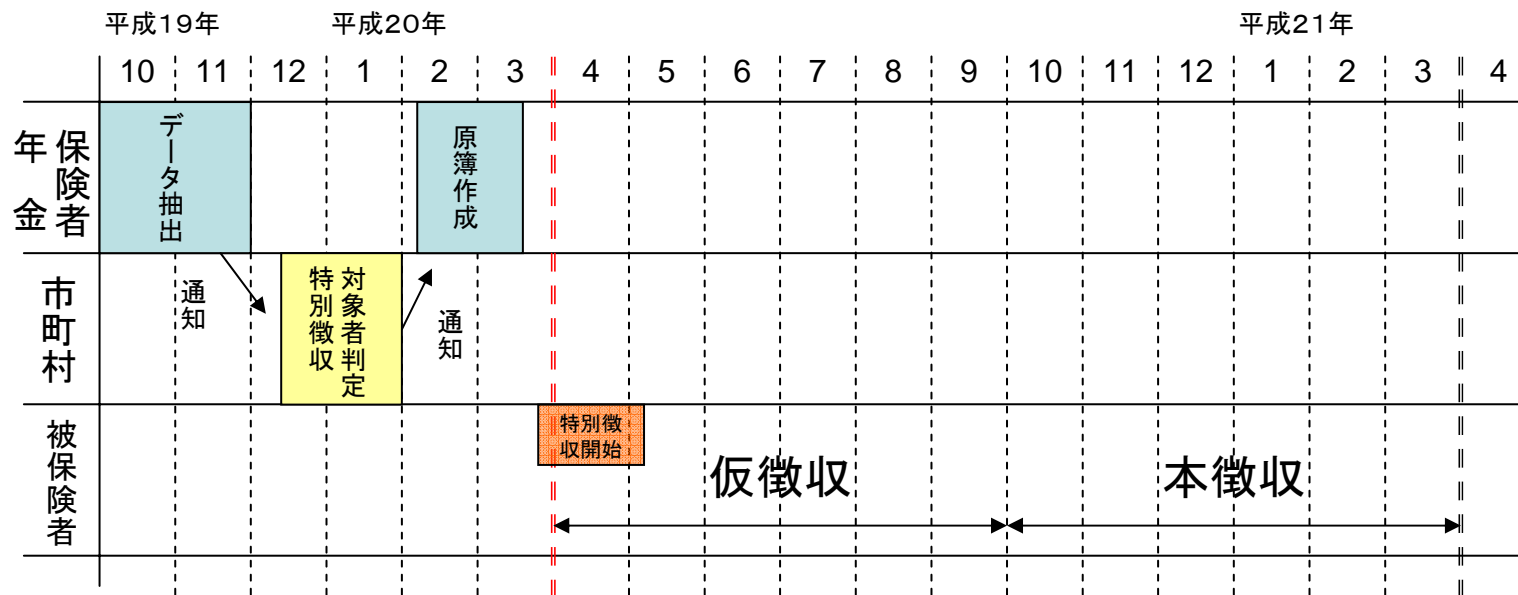
医療の規定（介護と国保（後期高齢）の支払回数割保険料の合算額未満となった場合）

年金保険者の特別徴収結果の通知は、法令上できる限り速やかに行うものとし、実務上は年金の各定期支払月の翌月の10日までに行うものとしている。（則第152条）

特別徴収対象年金が年度途中において減額となった場合、当該減額により支払回数割保険料額の合算額未満となったが介護保険料を徴収できるときは、医療のみ普通徴収となり、介護の支払回数割保険料額未満となるときは、医療及び介護を普通徴収とする。なお、支払回数割保険料額の合算額を徴収できる場合は、たとえ当該合算額が1/2を超えることとなった場合においても特別徴収は継続し、翌年度の4月における年次処理によって特別徴収対象者から除外され、10月より普通徴収となる。

3. 後期高齢・国保における特別徴収導入 に向けての準備スケジュール

平成20年4月より特別徴収される者の後期高齢・国保における 保険料徴収スケジュール



- * 年金保険者での抽出対象者は、平成20年4月1日時点において65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）であって、平成19年10月時点において特別徴収の対象となる年金を受給している者（年額18万円以上）。
- * 市町村において、後期高齢の75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者、また、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）を特別徴収対象者と判定する。なお、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金（見込額）の1/2を超える場合は、後期高齢又は国保の特別徴収の対象とせず普通徴収とする。
- * H20. 4以降H20. 9月までは仮徴収となり、後期高齢においては前々年所得により計算した保険料、国保においては前年度の保険料を基に計算した保険料（介護は2月の支払回数割保険料額）を徴収する。なお、H20. 10以降H21. 3までは本徴収となり、年金1回の支払につき特別徴収される保険料は、前年所得により計算した当該年度の保険料総額から、当該年度の仮徴収総額を控除した後の保険料額を、当該年の10月から翌年3月までの間における年金の支払い回数で除して得た額である。

仮徴収

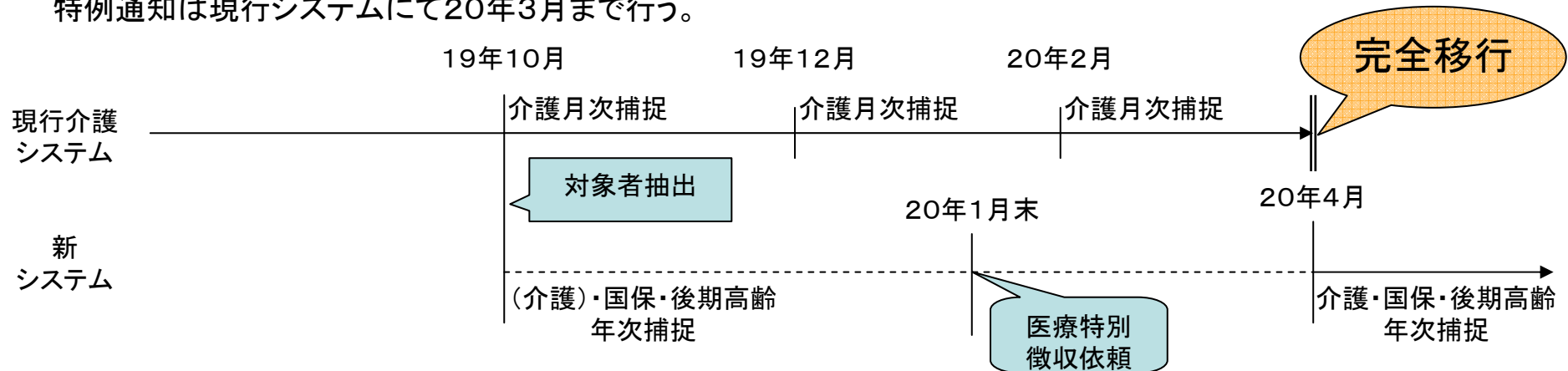
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額の仮徴収期間における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

現行介護特別徴収システムから新システムへの移行について

年金保険者は国保・後期高齢の二制度において、19年10月時点で20年4月1日対象者を抽出し、20年4月より特別徴収を開始する。(19年10月において、変則的な年次処理を二制度において行う。)なお、当該抽出時に、年金保険者の介護原簿にあるデータから介護の支払回数割保険料額をダミーレコードとして同一媒体に収録して送付する。一方、介護では通常 monthly 処理を19年10月、19年12月、20年2月において行う。資格喪失等・住所地特例通知は現行システムにて20年3月まで行う。



注1)国保・後期高齢に係る19年度中の特別徴収事務は、19年10月に係る変則的な年次処理の一連の事務に限って実施し、特別徴収依頼後(20年2月、3月)の資格喪失等対象者に係る資格喪失等通知については、20年4月の月次処理から行うこととなる。

注2)19年10月の国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報の通知時期は、年金保険者から市町村へは12月10日まで、市町村から年金保険者へは20年1月31日までとする。そのため、介護の10月月次捕捉対象者情報の通知とは異なる時期に通知される。

介護ダミーレコードについて

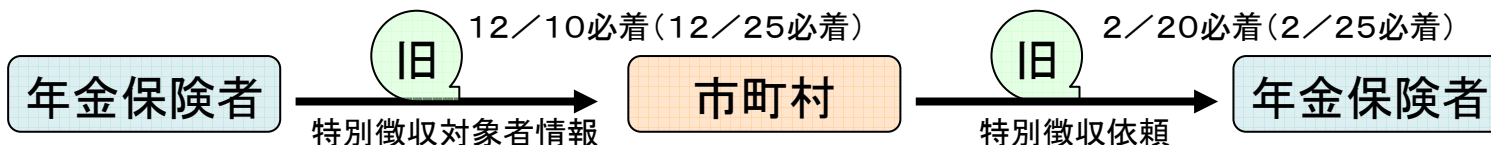
介護ダミーレコードには、19年10月の時点で年金保険者の介護原簿に反映されている者の情報が収録されている。1/2判定の関係から、原則、ダミーレコード収録対象者のみを国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とするが、6月、8月捕捉対象者であって、12月、翌年2月からの介護保険料の特別徴収開始となる者については、市町村の介護被保険者台帳にて既に依頼している介護支払回数割保険料額を確認し、1/2判定を行った上で、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者として年金保険者へ特別徴収依頼を行うことは可能とする。

なお、1/2判定のために利用した介護保険ダミーレコードについては、年金保険者へ通知(返却)する必要はない。(介護ダミーレコードに対して、介護の特別徴収依頼を行ってはならない。)

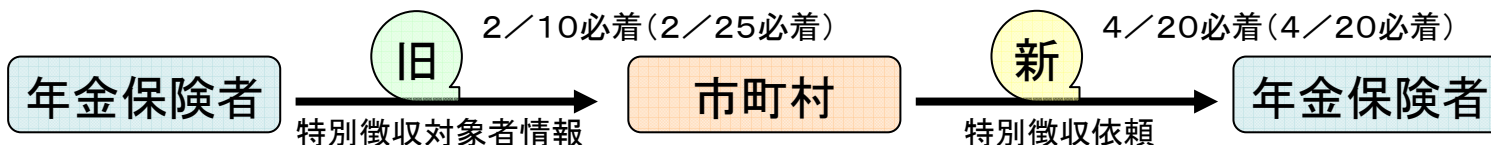
現行介護特別徴収システム移行時期の通知方法について

◎ 19年度に係る介護保険特別徴収情報の各種通知は、以下のような情報交換となる。(カッコ内地共済分)

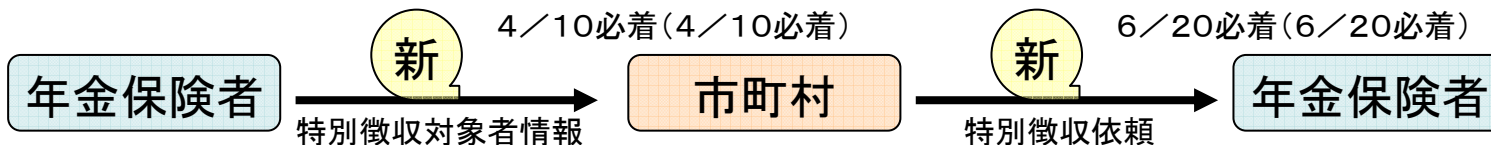
10月捕捉



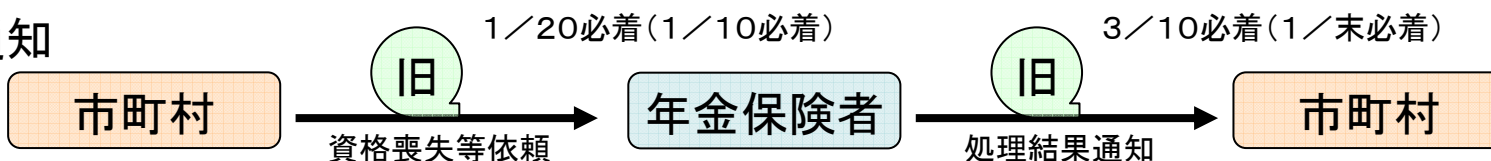
12月捕捉



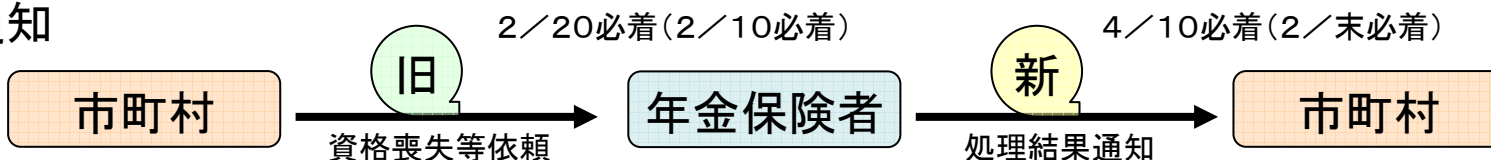
2月捕捉



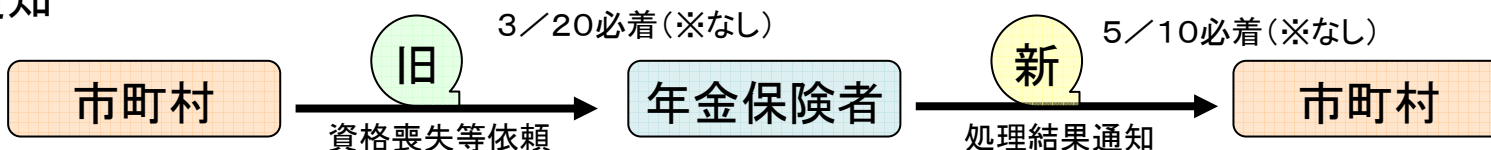
1月異動通知



2月異動通知



3月異動通知



旧 … 現行フォーマット／社会保険事務所経由

新 … 新フォーマット／中央会、連合会経由
※地共済については、3月異動通知は受け付けない。

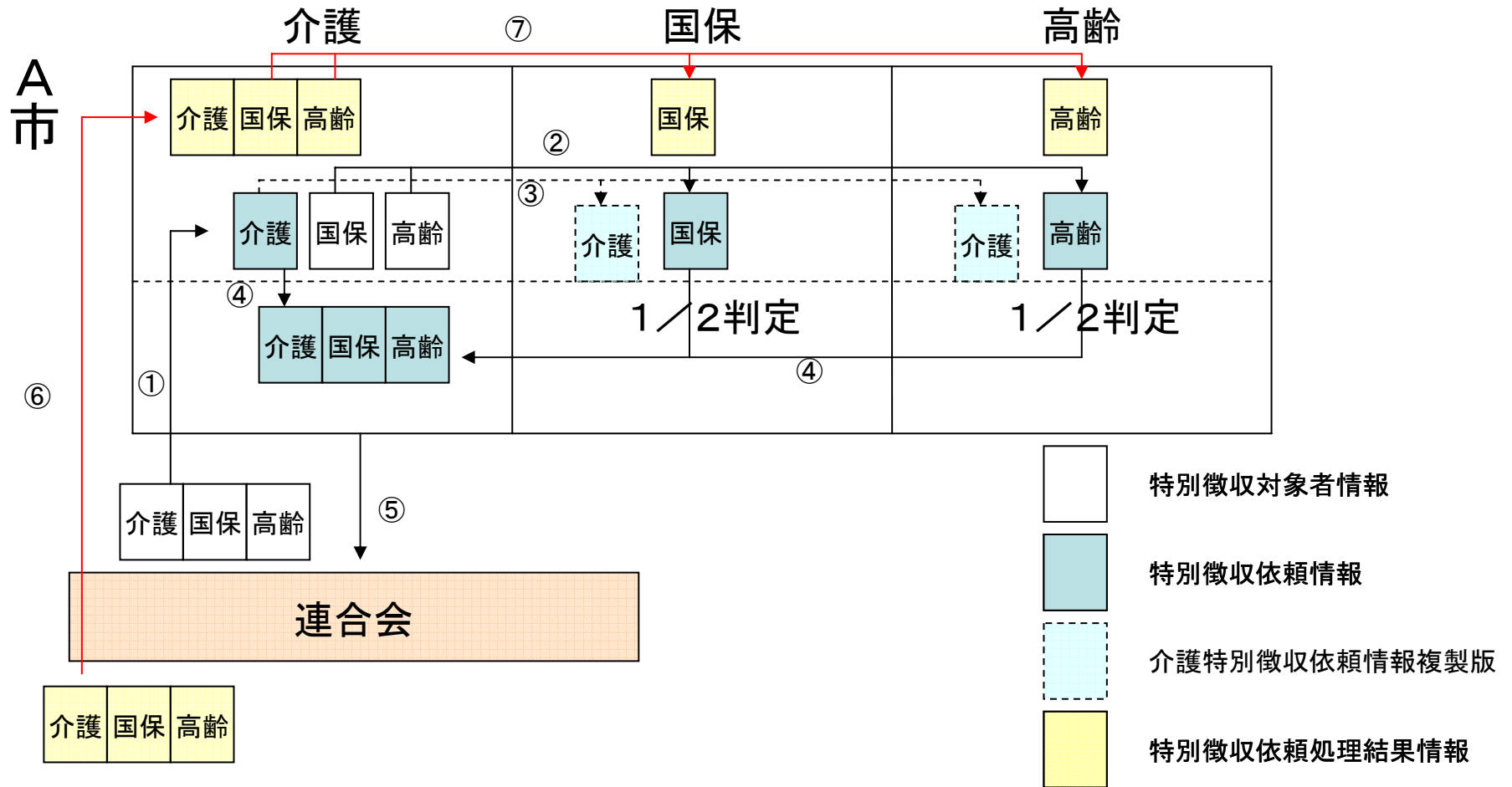
4-1. 市町村内における事務処理の流れ

例1・・・後期高齢・国保担当部局は、介護特別徴収依頼情報等の複製により介護情報を得る。

例2・・・後期高齢・国保担当部局は、市町村の管理する介護台帳より介護情報を得る。

なお、国保連合会との窓口は、オンライン接続のされている介護担当部局を想定。

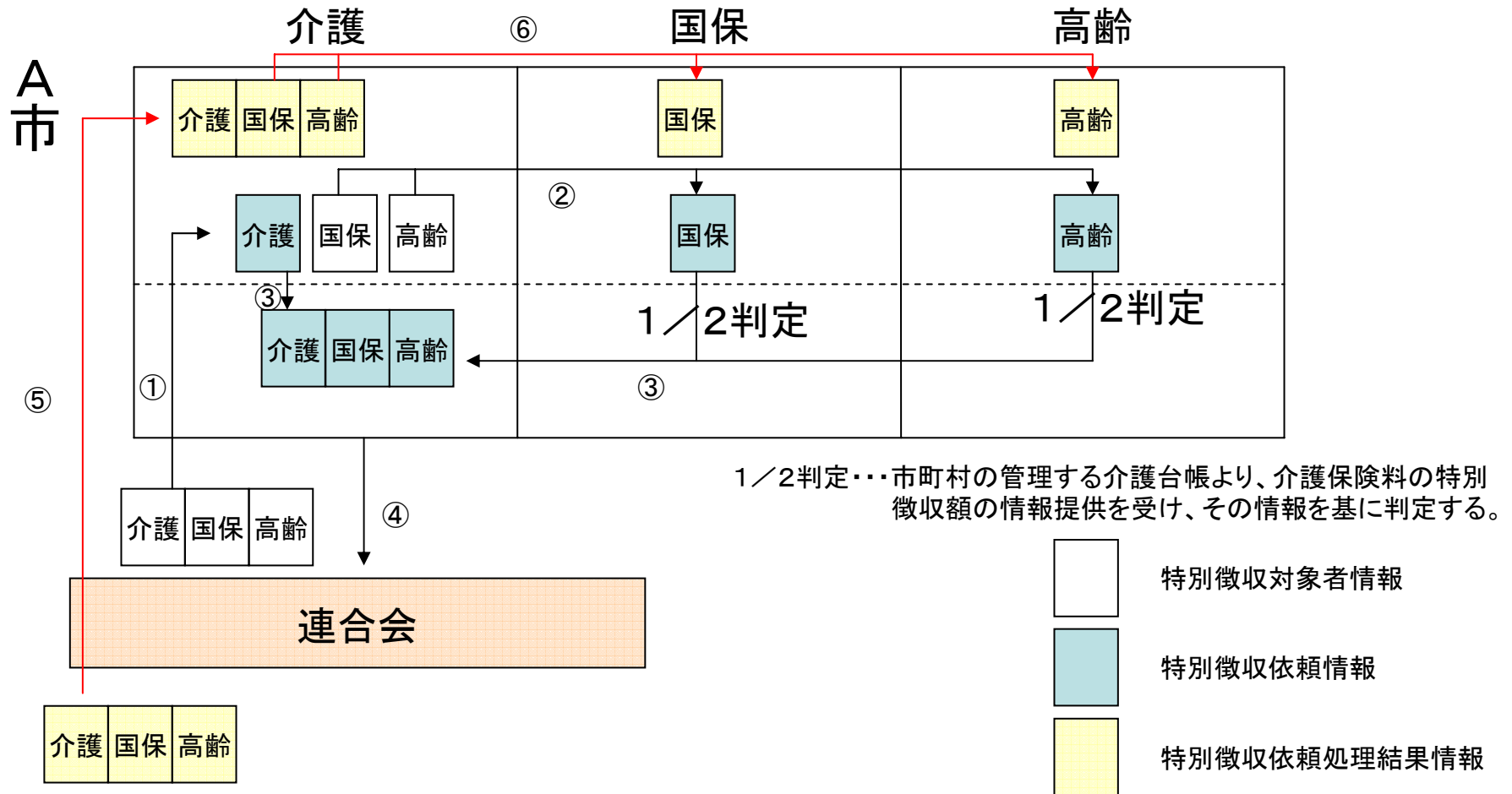
特別徴収依頼に係るデータの流れ(例1)



- ①連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ②当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局において支払回数割保険料額等を入力する。
- ③介護部局は入力したファイルの複製を国保・高齢担当部局へ送付する。
- ④国保・高齢担当部局は介護複製ファイルと突合して1/2判定を行い※1、1/2を超えるものについては普通徴収対象者として介護担当部局へ送付する。
- ⑤介護担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑥連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ⑦当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

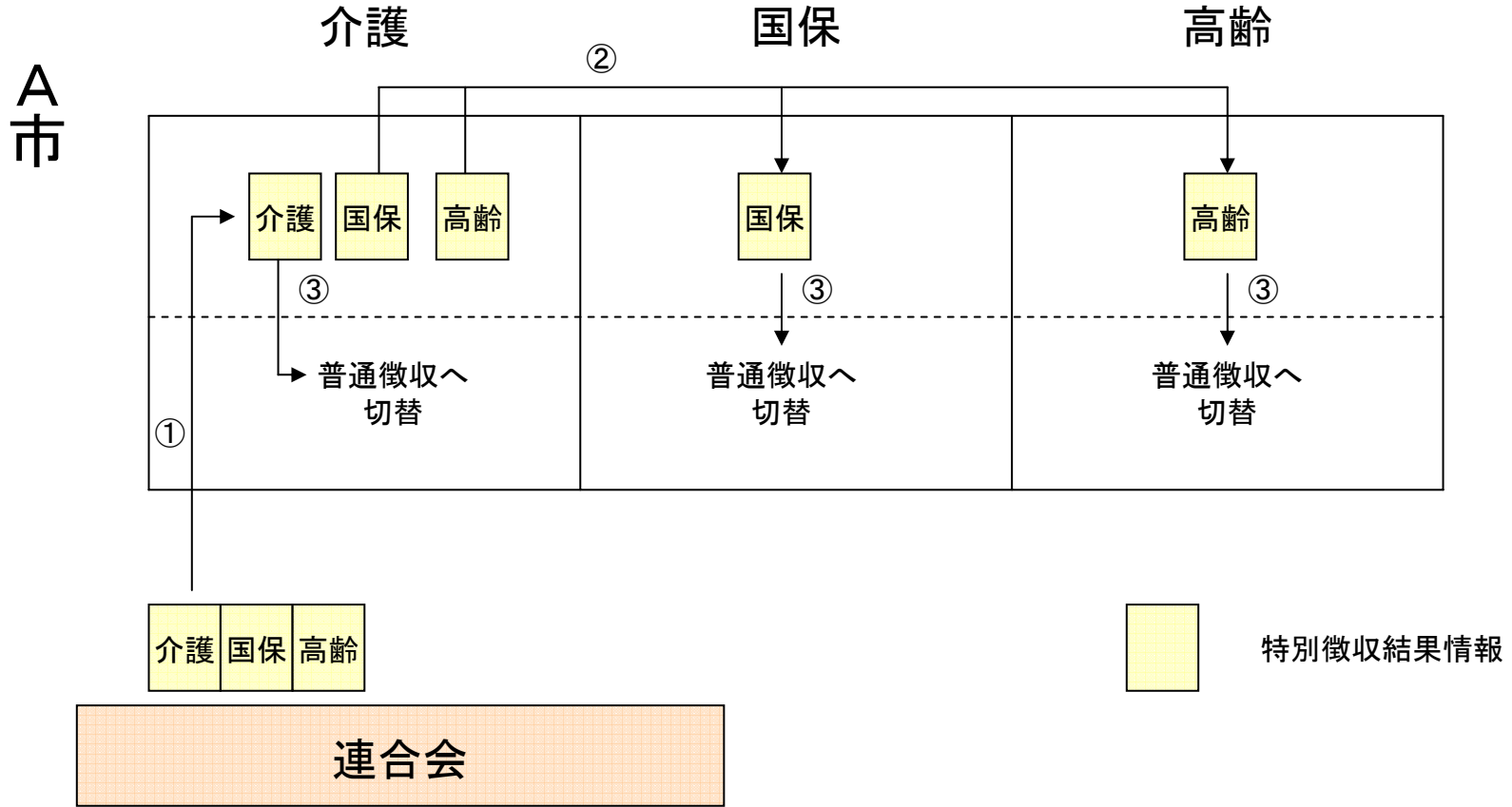
※後期高齢の75歳到達月次捕捉対象者については、介護部局より当該被保険者の介護保険料情報を入手して1/2判定を行う。

特別徴収依頼に係るデータの流れ(例2)



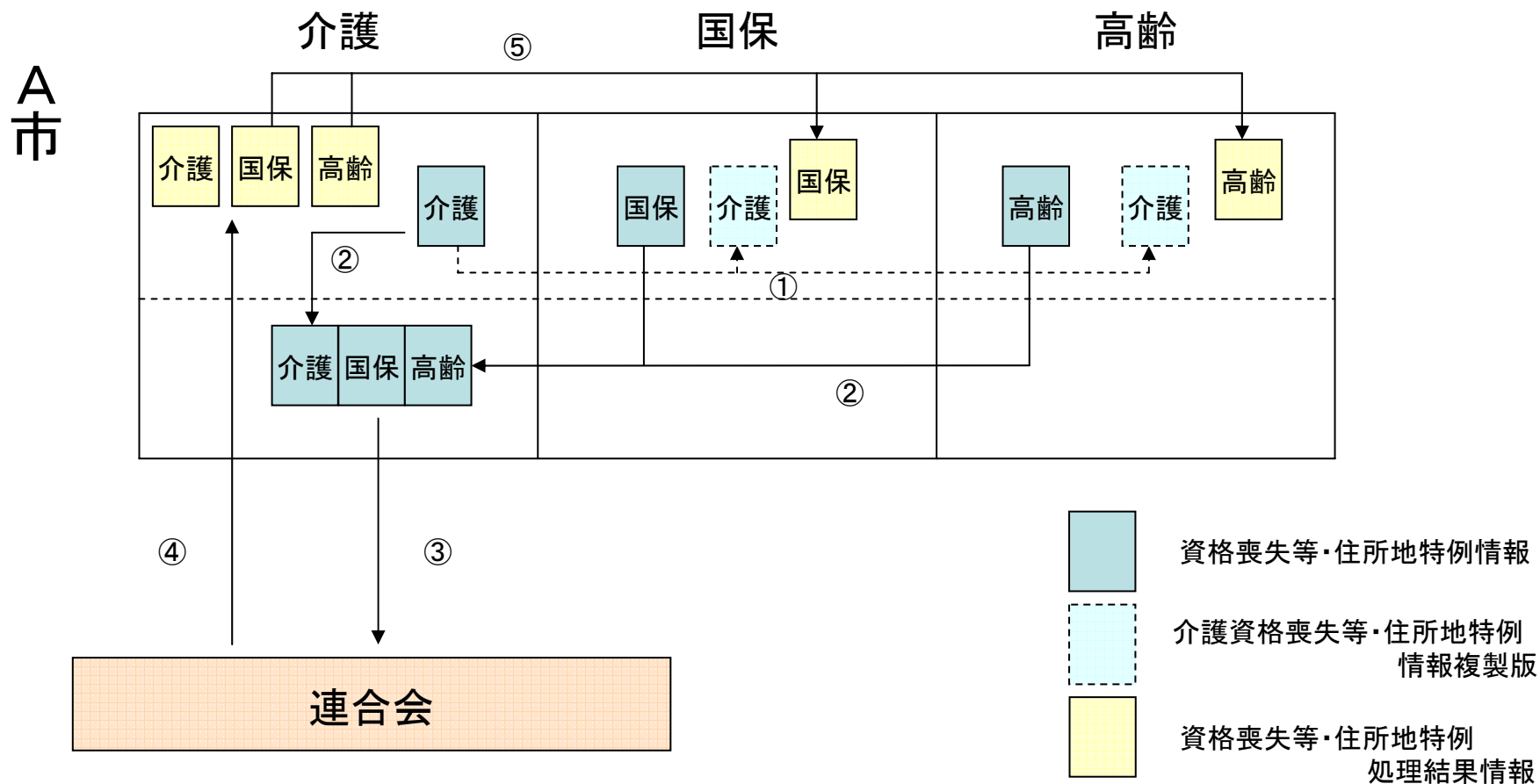
- ①連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ②当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局において1/2判定を行った上で支払回数割保険料額等を入力する。
- ③各担当部局にて入力したファイルを、介護保険部局にて取りまとめる。
- ④介護担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑤連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ⑥当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

特別徴収処理結果に係るデータの流れ(例)



- ①連合会は年金保険者から通知された特別徴収処理結果を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ②当該介護部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付する。
- ③各担当部局は、当該情報を反映させ、特別徴収ができなかった旨の通知該当者の中から、普通徴収へと切り替える必要のあるものについては普通徴収対象者として登録する。

資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例1)



- ①介護担当部局は資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、複製版を国保・高齢担当部局に送付する。
- ②国保担当部局、高齢担当部局はそれぞれ資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、介護担当部局へまとめる。その際、国保、高齢担当部局においては、介護複製ファイルと突合し、介護の資格喪失等対象者に該当する者は、国保・高齢の資格喪失等対象者とする。
- ③まとめたファイルを連合会へ送付する。
- ④連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齢異動情報・住所地特例情報の処理結果通知を、介護担当部局へ送付する。
- ⑤介護担当部局は国保・高齢の処理結果通知を各担当部局へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例)参考資料

1. 介護保険において特別徴収中止事由に該当する場合

介護において特別徴収中止事由に該当し、介護の資格喪失等通知を年金保険者へ通知する場合に、

- ①国保又は後期高齢も特別徴収中止事由に該当する場合は、国保又は後期高齢も資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:資格喪失)
- ②国保又は後期高齢は特別徴収中止事由に該当しない場合は、介護のみ資格喪失等通知を年金保険者へ通知し、国保又は後期高齢は通知せず、に翌年度の仮徴収まで特別徴収を継続することは可能である。(例:介護保険料のみ減額)

2. 介護保険において住所地特例対象者となる場合

介護において住所地特例対象者となり、住所地特例通知を年金保険者へ通知する場合に、

- ①国保又は後期高齢も住所地特例対象者となる場合は、国保又は後期高齢も住所地特例通知を年金保険者へ通知する。(例:介護保険施設への入所)
- ②後期高齢は同一広域連合の区域内の市町村異動となる場合は、後期高齢保険料の特別徴収を中止する事由に該当し、資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。

3. 介護保険において市町村からの通知事由が生じない場合

介護において市町村からの通知事由が生じない場合であって、国保又は後期高齢において特別徴収中止事由に該当する場合は、介護は年金保険者に対して通知は行わず、国保又は後期高齢は資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:生活保護認定を受けた場合)

※生活保護認定者は、介護の被保険者となるが、国保又は後期高齢の被保険者とはならない(適用除外)。